

# 平成17年度年末調整のポイント

アウトソーシング事業部 ペイロールチーム

社会保険労務士 阿部 勝

E-mail: m-abe@esnet.co.jp

平成17年年末調整における基本的な仕組みは例年と変わらないが、今年の年末調整実務を行ううえで特に注意が必要なポイントを、昨年と比べて変更になった点を中心に以下にまとめる。

## 主な改正点（昨年と比べて変更となった点）

1. 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金について、社会保険料控除を受けようとする場合の支払証明書類の添付
2. 老年者控除の廃止（前年度税制改正により平成17年度より適用）
3. 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅の範囲の拡大
4. 公的年金等控除の改正

## 変更内容と注意点

1. 国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金について、社会保険料控除を受けようとする場合の支払証明書類の添付

### 変更内容

	昨年まで	今年（平成17年）以後
対象となる社会保険料の種類	国民年金の保険料 国民年金基金の掛金	
控除を受ける方法	「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄に記載して申告	「給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除欄に記載し、かつ、 <u>保険料又は掛金を支払ったことを証する書類を添付して申告</u> さらに、 社会保険料控除を受けた国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金があ

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。  
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

		るときには、「 <u>給与所得の源泉徴収票</u> 」の <u>摘要欄</u> に『 <u>国民年金保険料等の金額</u> 』の記載が必要
--	--	---

「給与所得の保険料控除申告書」で控除を受ける国民年金の保険料及び国民年金基金の掛金以外の社会保険料、生命保険料、個人年金保険料、損害保険料および小規模企業共済等掛金については、控除の際必要となる添付書類は従来通りである。

#### 実務上注意する点

- ・ 保険料及び掛金を支払ったことを証する書類がないと、その分の社会保険料控除を受けることが出来ないため、必ず書類添付の確認が必要。
- ・ 国民年金の保険料を支払った証明する書類（控除証明書）は、社会保険庁から、11月上旬に今年の1月1日から9月30日までの間に保険料の納付があった方に発送される。
- ・ 証明書の記載内容は、今年の1月1日から9月30日までに納付した保険料額と、年内の納付見込額となっている。

#### （対象となる方の例）

- ・ 中途入社した社員で、入社前に国民年金の保険料を支払っていた方
- ・ 世帯主である社員が、大学生である子の分の国民年金の保険料を支払っている方

#### システムへの影響

- ・ 「給与所得の源泉徴収票」の摘要欄に『国民年金保険料等の金額』をシステムで印刷するときには、社会保険料控除金額の内訳として国民年金保険料等の金額を別項目で管理するなどの変更が必要。

## 2. 老年者控除の廃止（前年度税制改正により平成17年度より適用）

### 変更内容

	昨年まで	今年（平成17年）以後
控除を受ける条件	扶養親族等に年齢が65歳以上で合計所得金額が1,000万円以下の方がいる場合は申告により控除を受けることが可能	左記の老年者控除が廃止 これにより、「給与所得者の源泉徴収票」から『老年者』欄が削除

平成16年税制改正により、平成17年以後の所得税に適用

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。  
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

#### 実務上注意する点

- 平成 16 年以前の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を使用していると、誤って老年者控除を申告してしまう可能性があるため、17 年用のものを使用することが必要。

#### システムへの影響

- 「給与所得の源泉徴収票」をシステムで印刷する際には、印字位置の変更が必要。
- 年税額を計算するうえで、使用している給与計算ソフト等の老年者控除の削除及び控除集計の対象から除外することが必要。

### 3. 住宅借入金等特別控除の対象となる中古住宅の範囲の拡大

#### 変更内容

- 住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲に、地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する一定の中古住宅が追加。

#### 実務上注意する点

- 住宅借入金等特別控除の適用対象となる中古住宅の範囲が拡大されたので、その分を見落とさないことが必要。

### 4. 公的年金等控除の改正

#### 変更内容

- 雑所得の計算上、公的年金等の収入金額から控除される公的年金等控除額のうち、年齢 65 歳以上の者に対して上乗せされて適用される部分が廃止され、最低控除額 70 万円については、年齢 65 歳以上の者について 50 万円加算し、120 万円とする特例措置が講じられた（平成 16 年度税制改正により、平成 17 年分の所得税より適用）。

公的年金等に係る雑所得・・・収入金額から公的年金等控除額を控除した残額

昨年まで			今年（平成 17 年）以後		
年齢	公的年金等の収入の合計額(a)	公的年金等控除額	年齢	公的年金等の収入の合計額	公的年金等控除額
65 歳以上	1,959,999 円以下	140 万円	65 歳以上	1,959,999 円以下	<b>120 万円</b>
65 歳未満	1,300,000 円以下	70 万円	65 歳未満	1,300,000 円以下	70 万円
	1,300,000 円超 1,513,333 円以下	(a) × 25% + 37 万 5 千円		1,300,000 円超 1,513,333 円以下	(a) × 25% + 37 万 5 千円

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。  
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。

#### 実務上注意する点

- ・ 公的年金等の受給者を扶養親族等にいる場合には、昨年と収入金額に変更がなくても、控除金額が変更になったことにより、扶養親族等に該当しなくなる場合がある。

#### その他

##### 1. 定率減税の引き下げ

平成 18 年 1 月以後の所得税から、定率減税が引き下げられる。

#### 変更内容

	平成 17 年	平成 18 年
所得税の定率減税	所得税の 20%相当額を控除 (20%相当額が 25 万円を超える場合は、25 万円)	所得税の 10%相当額を控除 (10%相当額が 12 万 5 千円を超える場合は、12 万 5 千円)

#### 実務上注意する点

平成 18 年 1 月以後の所得税の計算に用いる税額表が変更になる。

以上、平成 17 年年末調整のポイントを、法改正による変更点と注意が必要となる点を中心にまとめたが、これが企業の実務担当者の参考になることを期待する。

#### (参考文献・資料)

- ・ 国税庁「平成 17 年分年末調整のしかた」
- ・ 国税庁ホームページ「平成 16 年分 所得税改正のあらまし」  
(<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/syotoku/2584/pdf/01.pdf>)
- ・ 社会保険庁ホームページ「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等の発行について」  
(<http://www.sia.go.jp/topics/2005/n1021.htm>)

このレポートは主として情報提供を目的としたものであり、特定の会計・税務処理を勧奨するものではありません。会計上及び税務上の判断については、事前に公認会計士及び税理士、弁護士等の専門家と十分ご相談ください。  
記載された意見や予測等は作成時点のものであり、その正確性及び完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。  
当該レポートの内容に関する一切の権利は株式会社エスネットワークスに帰属し、事前の了承の無い複製又は転送を禁じます。